

汎用乾燥調製施設設置工事

仕 様 書

(乾燥調製設備一式 購入及び据付工事)

令和8年9月1日

S Kファーム株式会社

第 1 総 則

1 適用

本仕様書は、S Kファーム株式会社（以下「発注者」という。）が発注する「汎用乾燥調製施設設置工事（乾燥調製設備一式 購入及び据付工事）」に適用する。

2 工事名

汎用乾燥調製施設設置工事（乾燥調製設備一式 購入及び据付工事）

3 施工場所

青森県つがる市木造館岡屏風山 1 3 0 番 3 地内（発注者所有の既存農業用施設内）

4 工 期

契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで

5 契約の効力

本工事は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備）の交付対象事業である。したがって、本工事の契約は、当該交付金の交付決定を停止条件として効力を生ずるものとし、交付決定がなされない場合又は交付決定の内容に変更が生じた場合は、契約の解除又は変更を行うことがある。この場合において、受注者は発注者に対し損害賠償等の請求を行わないものとする。

第 2 一般事項

1 同等品の取扱い

本仕様書に示す性能・仕様要件は、発注者が必要とする最低限の水準を示したものであり、特定の製造者又は銘柄を指定するものではない。

受注者は、本仕様書に示す性能・仕様要件を満たす同等以上の機器をもって応札することができる。この場合、入札参加申込時に、当該機器のカタログ、性能試験成績書その他性能を確認できる資料を添付し、発注者の確認を受けること。

なお、性能・仕様要件の充足の判断は発注者が行うものとし、要件を満たさないと認められる場合は、当該入札を無効とすることがある。

2 現場説明及び質問

本仕様書及び施工条件に関する質問がある場合は、公告に定める期間内に質問書（別紙様式）により提出すること。質問に対する回答は、発注者ホームページにおいて、全ての入札参加希望者に対し公表する。

現場の確認を希望する場合は、事前に発注者に連絡のうえ日程を調整すること。

3 施工一般

(1) 受注者は、着工前に施工計画書、工程表、機器承諾図及び施工体制台帳を発注者に提出し、承諾を受けること。

(2) 工事は、関係法令、条例及び規則を遵守して施工すること。

(3) 施工にあたっては、既存建物及び既存設備を損傷しないよう養生を行うこと。損傷が生じた場合は、受注者の負担において原状に復すること。

(4) 工事に伴い発生した廃材及び残材は、受注者の負担において適正に処分すること。

(5) 安全管理を徹底し、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講ずること。

4 試運転及び性能確認

(1) 据付完了後、受注者は発注者立会いのもとで試運転を行い、各機器が本仕様書に定める性能を満たすことを確認すること。

(2) 試運転に要する費用（電力、燃料、供試材料等）は受注者の負担とする。ただし、供試穀物は発注者が用意する。

(3) 試運転の結果は試運転報告書として取りまとめ、発注者に提出すること。

5 取扱説明及び教育

引渡しに先立ち、発注者の運転担当者に対し、各機器の運転操作、日常点検及び保守管理に関する説明・教育を行うこと。あわせて取扱説明書及び保守点検要領書を提出すること。

6 検査及び引渡し

工事完了後、発注者の完成検査に合格したうえで引渡しを行うこと。なお、本工事は交付金の交付対象事業であることから、発注者が行う実績報告及び国又は青森県が行う現地確認に必要な書類の作成に協力すること。

7 瑕疵担保（契約不適合責任）

引渡しの日から１年間（機器本体については製造者の保証期間による）は、受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合について、受注者の負担において修補等を行うこと。

8 保守及び部品供給

引渡し後の保守対応が可能な体制を有すること。また、補修用部品を引渡し後１０年間供給できること。

9 他工事との調整

本工事と並行して、別途「電気設備工事」及び「荷受けピット築造工事」を発注する。受注者は、これらの受注者及び発注者と工程・取合いについて十分に調整のうえ施工すること。

10 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定める。

第3 設備仕様

本工事に含まれる機器及びその性能・仕様要件は次のとおりとする。「参考所要動力」は発注者が想定する標準的な値であり、同等以上の性能を有する機器であれば、これと異なる値であっても差し支えない。

1 乾燥設備

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
1	荷受ホッパ	容量 2.0 t 以上 荷受けピット内に設置する増し枠形式のもの	1	基	0.6
2	粗選機	処理能力 20 t/h 以上 選別方式 揺動式	1	台	2.25
3	遠赤外線汎用乾燥機 (55石型)	張込容量 1基当たり5.5 t (55石) 以上 (5基合計 27.5 t 以上) 乾燥方式 遠赤外線放射体熱風路内設置形 使用燃料 JIS1号灯油 穀物の水分・穀温・張込量等をセンサにより検知し、乾燥条件を自動制御する機能 (AIによる自動制御機能) を有すること 攪拌機能を有すること 米、麦、大豆に対応する汎用型であること	5	基	2.97/基 (計 14.85)
4	遠赤外線汎用乾燥機 (50石型)	張込容量 1基当たり5.0 t (50石) 以上 (5基合計 25.0 t 以上) 乾燥方式 遠赤外線放射体熱風路内設置形 使用燃料 JIS1号灯油 攪拌機能を有すること 米、麦、大豆に対応する汎用型であること 番号3の乾燥機と一体で集中管理できること	5	基	2.97/基 (計 14.85)
5	放冷タンク (6 t)	容量 6 t 以上 形状 乾燥機型	1	基	1.1
6	放冷タンク (5 t)	容量 5 t 以上 形状 乾燥機型	1	基	1.1
7	風力選別機	処理能力 1基当たり3 t/h 以上 (2基合計 6 t/h 以上)	2	台	6.93/台 (計 13.86)
8	粒径選別機	処理能力 1基当たり2.7 t/h 以上 (2基合計 5.4 t/h 以上)	2	台	0.4/台 (計 0.8)
9	色彩選別機 (玄米用)	処理能力 3.5 t/h 以上 検出方式 フルカラーCCDカメラ4個以上 不良品排除方式 エアバルブ方式 流量調整機構 自動及び手動の切替が可能なもの	1	台	1.5

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
10	フレコン計量ユニット	処理能力 6 t/h 以上 計量方式 ロードセル式 個袋計量機 30 kg 用を含むこと	1	式	0.2
乾燥設備 小計					51.11

2 搬送設備

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
11	コンベヤ (A)	搬送能力 12 t/h 以上	1	台	1.5
12	コンベヤ (B)	搬送能力 12 t/h 以上	2	台	1.0/台 (計 2.0)
13	昇降機 (A)	搬送能力 13 t/h 以上	2	基	0.33/基 (計 0.66)
14	コンベヤ (C)	搬送能力 3.6 t/h 以上	1	台	0.2
15	昇降機 (B)	搬送能力 7 t/h 以上 バケット素材 樹脂製 バケットサイズ 8 インチ及び 4 インチ	1	基	0.4
搬送設備 小計					4.76

3 エア設備

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
16	コンプレッサー	吐出空気量 405 L/min 以上 電動機出力 3.7 kW 程度	1	台	3.7
17	エアタンク	タンク容量 150 L 以上	1	基	—
エア設備 小計					3.70

4 運転設備

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
18	主操作盤	形式 自立型 電源 AC200V 本施設の全機器を集中管理できること	1	面	—
19	遠隔操作部	形式 PCタイプ 乾燥機の運転状況の遠隔確認及び遠隔操作が可能なシステムであること ※インターネット回線の敷設は本工事に含まない	1	式	—
20	動力盤	過負荷表示機能を有すること	1	面	—

番号	名 称	性能・仕様要件	数量	単位	参考所要動力 (kW)
		警報ブザーを備えること			

区 分	参考所要動力合計
乾燥設備・搬送設備・エア設備 合計	5 9.5 7 kW

※ 上記は本工事に係る機器の所要動力の合計であり、受電設備の契約電力とは異なる。受電設備の増設は別途「電気設備工事」において行う。

第4 工事区分

本工事の範囲と別途工事の範囲は次のとおりとする。

区 分	本工事に含むもの	本工事に含まないもの（別途工事）
機械設備	第3に掲げる機器の製作、運搬、搬入、据付、調整、試運転及び取扱説明	—
電気設備	主操作盤・動力盤の製作及び据付 機器間の制御配線	受変電設備の増設 主操作盤までの一次側電源工事 電力会社との協議・申請 (別途「電気設備工事」による)
土木建築	機器据付に必要なアソカー工事	荷受けピットの築造 基礎コンクリート工事 (別途「荷受けピット築造工事」による)
その他	搬入路の養生 工事に伴う残材の処分	インターネット回線の敷設 灯油タンク及び給油配管 供試穀物の用意

第5 提出書類

受注者は、次の書類を発注者に提出すること。

時 期	書 類	部 数
契約後 着工前	施工計画書、工程表、機器承諾図、施工体制台帳、現場代理人及び主任技術者届	各2部
施工中	工事写真（着工前・施工中・完成）、工程会議記録	各1部
完了時	完成図書（完成図、機器一覧表、取扱説明書、保守点検要領書）、試運転報告書、性能確認資料、工事写真帳、産業廃棄物管理票（写）	各2部

※ 完成図書は紙媒体のほか、電子データ（PDF）でも提出すること。

※ 本工事は交付金事業であるため、上記書類は補助事業の実績報告に用いる。記載内容の正確性に留意すること。